

入
札
心
得

入札心得

(目的)

第一条 土木工事関係の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」といふ。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」といふ。）、早川町財務規則（昭和六十二年早川町規則第二号。以下「財務規則」といふ。）及び早川町建設工事執行規則（平成九年早川町規則第一号。以下「執行規則」といふ。）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第二条 一般競争に参加しようとする者は財務規則百七十七条の公告において指定した期日までに禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ないものでないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、契約担当者にその旨を申し出なければならぬ。

(入札保証金等)

第三条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」といふ。）は、入札執行前に見積金額の百分の五以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当者の指定する出納員又は取扱機関に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項のただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、入札保障契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供する場合は、次に掲げる書面を入札前に契約担当者に提示しなければならない。

一 入札保証金については、早川町指定金融機関等に納付した場合は、保証金保管証書預り証

二 入札保証金に代わる担保については、会計管理者に納付した場合は、保管有価証券預り書

4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその預り証（書）と取換えにこれを還付する。

（入札等）

第四条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書及び契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、契約担当者が必要と認めた場合、入札執行時刻前に工事費内訳書を提出しなければならない。

3 入札書は、工事箇所ごとに別記様式により作成し、所要の事項を明記し、かつ所定の箇所に押印し、所定の時刻までに提出しなければならない。訂正したいときは当該訂正箇所に押印しなければならない。

4 入札書は、入札保証金の全部の納期を免除された場合であつて契約担当者においてやむを得ないと認められたときは、書留郵便をもつて提出することができる。この場合においては二重封筒とし、表封筒に入札書在中と朱書きし、中封筒に入札工事名及び入札日時を記載し契約担当者あて親展で提出しなければならない。

5 前項の入札書は、入札日の前日までに到着しないものは無効とする。

6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

8 入札参加者は、令第六十七条の四の規定に該当する者を入札代理人とすることができない。

（入札の辞退）

第五条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札執行前であつては、別記様式による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着

するものに限る。)して行つ。

二 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行つ。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第六条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和二十二年法律第五十四号) 等に抵触する行為を行つてはならない。

(入札のとりやめ等)

第七条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第八条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

一 競争に参加する資格を有しない者とした入札

二 委任状を持参しない代理人とした入札

三 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者とした入札

四 記名押印を欠く入札

五 金額を訂正した入札

六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

七 明らかに連合によると認められる入札

八 同一条件の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理人をした者の入札

九 その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第九条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるときと認めるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 契約担当者は、当該契約の内容に適合した履行を確保するためあらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札等)

第十条 開札した場合において各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札は行わない。

2 入札不調の場合は、設計図書を見直し、また予定価格の妥当性を確認し予定価格が妥当と判断した場合には、指名業者の入替えをし、改めて入札を執行する。また、設計書に錯誤等が発見された場合については、設計書を作成し直し、改めて予定価格を設定し、業者の入替えをせずに入札を執行する。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第十一条 落札となるべき同価格の入札をしたものが二人以上ある場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第十二条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の百分の十以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

2 第二条第二項の規定は、前項のただし書きの場合について準用する。

3 落札者は、第一項の規定により契約保証金を納付する場合においては、契約担当者から納付書の交付を受けて指定金融機関等に現金を納付し、当該金融機関等が交付する領収書の写しを契約担当者に提出しなければならない。

4 落札者は、第一項本文の規定により契約保証金に代わる担保提供する場合において、当該担保が有価証券である場合には、保管有価証券納付書により会計管理者に納付し、会計管理者が交付する保管有価証券預り書の写しを契約担当者に提出しなければならない。

5 落札者は、第一項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が金融機関等（出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第三条に規定する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）第二条四項に規定する保証事業会社をいう。）の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

(入札保証金の振替)

第十三条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者の承諾を得て、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振替えることができる。

(契約書の提出)

第十四条 契約書（請負代金額が、百五十万円未満の場合は請書とすることができる。）は、落札者の通知を受けた日から七日以内に契約書案を提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。
(工事の着手)

第十五条 落札者は、契約締結後直ちに工事に着手しなければならない。
(異議の申立)

第十六条 入札した者は、入札後、この心得、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

(注) 見積心得については、入札心得に準ずるものとする。